

平成 21 年 6 月 9 日

株主の皆様へ

株式会社 新井組

弊社株式のお取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別なご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成 21 年 5 月 12 日付けで確定した再生計画にもとづき、本日、発行済株式の全てを無償で取得し、当該株式を全て消却いたしました。

これにより、株主の皆様におかれましては、株主としての権利が失われることとなります。

弊社の民事再生手続きに伴い、多大なご迷惑をおかけしましたことを、謹んでお詫び申し上げます。

なお、弊社株券および税制上のお取扱いは、下記のとおりとなりますので、お知らせいたします。

敬具

記

一. 株券のお取り扱い

お手続きは不要です。(お手持ちの株券の回収はいたしません。)

一. 税制上のお取り扱いについて

次の①及び②、その他一定の要件を満たす株主様が、みなし譲渡損失として他の株式の譲渡益と通算し、確定申告を行うためには、一定の手続きが必要となります。

① 平成 21 年 1 月 5 日まで証券会社の開設する特定管理口座に弊社株式を預けていること

② 平成 21 年 1 月 5 日以降、株式の消却の日までの間に弊社株式を売買していないこと

税制上のお取り扱いに関する具体的な内容につきましては、特定管理口座を開設した証券会社、最寄の税務署に、ご相談くださいますようお願いいたします。

〈お問い合わせ先〉

株式会社 新井組

管理本部 総務部

電話 0798-26-8123

以上